

令和6年度中野区介護サービス事業所集団指導 質問回答

令和6年度に実施した集団指導にていただいた質問に対する回答です。

- ・ 集団指導（居宅介護支援事業所等）：問1～問14
- ・ 集団指導（通所系サービス）：問15～問19
- ・ 集団指導（訪問系サービス）：問20～問23
- ・ 集団指導（認知症対応型共同生活介護・
（看護）小規模多機能型居宅介護）：問24
- ・ 集団指導（介護予防支援）：問25～問27

【問1】（居宅介護支援事業所等）

サービス担当者会議の要点を各事業者に交付する際、やむを得ず照会となった事業者の照会文書はサービス担当者会議の要点に記載する必要があるのか。それとも照会文書全てを各事業者に送付するのか。

【回答】

サービス提供事業者からの回答文書については、サービス担当者会議の要点に記載又は、別紙として添付してください。また、サービス担当者会議の要点（別紙含む）を各事業者に送付するよう努めてください。（介護事業者係）

【問2】（居宅介護支援事業所等）

サービス担当者会議の要点について、メディケアネット等で共有していいのか。

【回答】

共有方法については、特に定めておりません。ただし、電子システムにより共有する際は、当該電子システムの利用方法に従って共有してください。（介護事業者係）

【問3】（居宅介護支援事業所等）

サービス担当者会議の要点について、運営基準上、交付義務がなく、交付義務のない書類を交付する場合は書類に記載された人から事前同意を受ける必要があるが、事前同意は必要か。

【回答】

サービス担当者会議の要点については、会議録である点を踏まえ、事前同意は必要ありません。なお、利用者及び家族からは、各事業者ごとに個人情報の利用同意を得ていることが前提です。（介護事業者係）

【問4】（居宅介護支援事業所等）

サービス担当者会議において、福祉用具は1点ずつその妥当性を検証・検討し、福祉用具が必要な理由をケアプランに記載することとあるが、サービス担当者会議の要点に記載すれば問題ないのか。

【回答】

居宅サービス計画書第4表（サービス担当者会議の要点）への記載を想定しています。

(介護事業者係)

【問 5】(居宅介護支援事業所等)

ケアプランを利用者又は利用者家族に説明、同意、交付したことを記録することとあるが、支援経過記録又はケアプラン等に記録されていれば問題ないのか。(テキスト P 13 指摘事項⑧ 確認ポイント)

【回答】

支援経過記録又はケアプラン及びその他の媒体であっても正しく記録されていることが求められています。(介護事業者係)

【問 6】(居宅介護支援事業所等)

テキスト P 3、「居宅介護支援における特定事業所加算の見直し」の算定要件において、「イ (主任) 介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。」とあるが、どこで明確化するのか。

【回答】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導、及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第 36 号(以下同じ))」第 3 の 14 (2)において明確化しています。(介護事業者係)

【問 7】(居宅介護支援事業所等)

初回加算について、老企第 36 号では要件として「要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅介護サービス計画を作成する場合」としているが、要介護区分状態は要支援を含んでいないのか。

【回答】

老企第 36 号では 3 つの場合(質問含む)が挙げられており、①新規に居宅サービス計画を作成する場合(予防サービス計画も同様)、②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合、③要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合(質問に記載の要件)としています。

そのため、質問の主旨である要支援から 2 区分以上変更された場合は要支援から要介護認定を受けることになるため、②が適用されることになります。(介護給付係)

【問 8】(居宅介護支援事業所等)

テキスト P 6「3, 運営指導について ④指導対象事業者の選定について」で記載する「指導基準「第 3 指導 2 対象事業者等の選定」はどこで確認できるのか。

【回答】

令和 6 年度集団指導資料別紙 1「中野区介護保険施設等の指導監督基準」P 2 の先頭行から該当しています。(介護事業者係)

【問 9】（居宅介護支援事業所等）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置に「委員会の開催」があるが、1人ケアマネの事業所の場合、1人で開催すれば問題ないのか。具体的な開催方法を教えてほしい。

【回答】

原則、以下の観点から委員会を1人で開催することは想定していません。

「1人ケアマネ等の小規模事業所においては、他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから積極的に外部機関等を活用されたい。（令和6年度報酬改定 Vol.1 問170 一部抜粋）」

開催方法については、同法人内の他事業所や法人外の事業所と連携して実施等するよう努めてください。また以下の資料の参考例を参考にしてください。

資料：社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月
（介護事業者係）

【問 10】（居宅介護支援事業所等）

虐待研修の実施は他社が発信しているオンライン研修に参加することで問題ないのか。

【回答】

問題ありません。なお、都道府県や区市町村が実施する研修へ参加することでも要件を満たします。中野区では、「中野区介護サービス事業所研修」の中で「虐待に関する研修」を実施しています。実施時期等については、ケア倶楽部にてご確認ください。

また、必要に応じて問9に記載の資料をご確認ください。（介護事業者係、管理係）

【問 11】（居宅介護支援事業所等）

痣の発見時に、虐待を疑う場合は地域包括支援センターへの通報で問題ないのか。別で中野区へ通報する必要があるか。

【回答】

地域包括支援センターへ通報することで問題ありません。地域包括支援センターより中野区へ適宜連絡があるため、中野区への連絡は必要ありません。（介護事業者係）

【問 12】（居宅介護支援事業所等）

電子申請届出システムについて、GビズIDの取得について教えてほしい。

【回答】

GビズIDはデジタル庁へ「書類郵送申請」又は「オンライン申請」による申請にて取得が可能です。申請方法によって必要書類が異なりますので以下のURLでご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

お問い合わせについては、上記URLに記載の方法によりお問い合わせください。（介護事業者係）

【問 1 3】（居宅介護支援事業所等）

新規に要介護認定申請を行い、同時に暫定ケアプランを作成する際、被保険者番号が分からないため、介護認定進捗状況照会システムで申請状況を確認することができていない。この場合、被保険者番号を教えてもらうことは可能なのか、また可能な場合はどのような手続きが必要なのか。

【回答】

介護認定進捗状況照会システムは被保険者番号を把握している場合に利用可能です。被保険者番号が不明の場合の進捗状況は、これまで通り介護認定係に電話で照会してください。なお、被保険者番号は原則として電話でお答えすることはできません。（介護認定係）

【問 1 4】（居宅介護支援事業所等）

中野区は運営指導にてアセスメント時の訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの未実施などを指摘・指導しているが、当該事象については介護報酬の基準にて運営基準減算が適用されることが定められている。運営基準減算が認められていることから、当該事象について減算の基準の適用を受ければ、居宅介護支援事業所の事業者の権利として認めていいのではないか。

【回答】

居宅介護支援の制度において運営基準減算は、事業者が適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めることを求めるものです。運営基準減算の規定はあくまでも事業者の権利ではなく、利用者に対して適正なサービス提供を行うことを求める制度です。

区市町村は運営基準を遵守しない事業所に対して、遵守するよう指導することが求められており、当該指導に従わない場合には、指定の取り消しを検討するように国から求められています。非常に厳しい処分もあり得ますので、各事業所におかれましては適正なサービス提供を行うよう努めてください。

なお、介護予防支援につきましては運営基準減算の規定はありません。しかし、居宅介護支援も介護予防支援も同様に適正なサービス提供が行われる必要がありますので、中野区としても適切な対応を強く求めています。（介護事業者係）

【問 1 5】（通所介護事業所等）

個人情報の利用にあたり家族からの同意を得ていないものがあつた、という指摘事項に対して、家族がいなくキーパーソンが血縁関係のない知人の場合は同意が必要か。

【回答】

血縁関係がなくてもサービス担当者会議等において、その方の個人情報を用いる場合は同意を書面にて得てください。（介護事業者係）

【問 1 6】（通所介護事業所等）

臨時的な服薬（痛み止め等）の場合も計画書に入れていないと服薬できないということなのか。

【回答】

臨時・一時的な服薬に関しては計画書への記載は求めていませんが、利用者及びご家族と

密接な連携を図り、サービス提供記録への記載と必要によりケアマネジャーへの情報共有をお願いします。（介護事業者係）

【問 17】（通所介護事業所等）

サービス担当国会議の記録等が確認できないという指摘事項があるが、担当国会議出席の依頼も照会の依頼もないことがある。介護用ソフトの整備がされておらず担当国会議開催時期について把握することは難しい。

【回答】

基準上、「指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない」とあります。ケアプランの短期・長期目標期間や認定更新時期を把握したうえで、計画終期にはケアマネジャーとの積極的な連携に努めてください。（介護事業者係）

【問 18】（通所介護事業所等）

ケア倶楽部の『空き情報調査のお願い』については、各事業所で確認、修正が可能であるため登録されているメールアドレスに案内をもらい各事業所で修正するという方法に変更を希望する。

【回答】

要望として承ります。現時点では委託先業者がFAXによる調査としているため何卒ご協力いただけますようお願いいたします。（介護事業者係）

【問 19】（通所介護事業所等）

実施記録は心身状況も特に問題がない場合は記入しなくていいのか、「異常なし」と書くのか。

【回答】

基準上、サービス提供記録には提供日（提供時間含む）、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することが定められています。利用者の心身の状況については、「心身の状況に問題があり・なし」又は「異常の有無」のみを記載するのではなく、利用者の心身の状況を簡潔・具体的に記録することが必要です。例えば、ADLの状況、バイタル値の変化による利用者の状態、食事・排泄・入浴・リハビリ・レクなどのサービス提供による利用者の状態の変化、利用者の発言や行動・精神状態を記録することが想定されます。第三者が読んでも、利用者の状態がよくわかるように記録することが重要です。（介護事業者係）

【問 20】（訪問介護事業所等）

家事支援等の生活援助においても、心身の状況の記載は必要なのか。

【回答】

訪問介護を実施した際は、身体介護及び生活援助の種類を問わず、対面した際の利用者の心身の状況を記載してください。記載にあたっては問 19 を参考にしてください。（介護事業者係）

【問 2 1】（訪問介護事業所等）

軽微な変更をする時もアセスメントが必要となっていますが、アセスメントが必要及び不要な軽微な変更について項目ごとに教えてほしい。

【回答】

原則、軽微な変更に該当する場合でも本人の状態に変化がないかを確認する必要があると考えています。しかし、次に掲げる場合はアセスメントを行う必要はありません。（あくまで一例となります。ここに掲げているもの以外のことについては個別具体的に判断しますので、判断に迷う場合は介護事業者係にご相談ください。）

○利用者の心身の状況の変化を起因としない単なる曜日変更

○単なる事業所の名称変更

（介護事業者係）

【問 2 2】（訪問介護事業所等）

軽微な変更の場合、既に作成した訪問介護計画書に変更点を見え消し修正することで問題ないか。それとも新たに作成し、利用者へ説明同意を得る必要があるのか。

【回答】

軽微な変更に該当する場合は、訪問介護計画書を見え消しで変更してもかまいません。なお、変更日や変更した理由等については記録を残すとともに利用者に説明・同意のうえ計画書を交付し、ケアマネジャーにも送付してください（一連の記録含む）。（介護事業者係）

【問 2 3】（訪問介護事業所等）

集団指導に集合形式により参加した場合、出席アンケートは当日に記入したい。当日事務所に戻った後、すぐに回答できないと失念の可能性があり負担になる。

【回答】

録画配信形式の集団指導については、集合形式による集団指導の内容を録画し、その内容を YouTube にて配信しています。集合形式での集団指導実施終了後から YouTube にアップするまでの間、録画内容の確認に一定の時間が必要となります。録画配信により参加する事業者の混乱も避けるため、録画配信と出欠アンケートは同時にケア倶楽部にて配信することとさせていただきます。その旨、ご理解ご協力をお願いします。（介護事業者係）

【問 2 4】（認知症対応型共同生活介護・（看護）小規模多機能型居宅介護）

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所は、なぜ居宅介護支援向けの集団指導に参加することが必須なのか。

【回答】

（看護）小規模多機能型居宅介護については、所属ケアマネジャーが居宅介護支援の基準に従って居宅サービス計画を作成することが基準にて求められています。居宅介護支援事業所等を対象とした集団指導では、居宅サービス計画の作成基準についての説明を行っていることから、居宅介護支援事業所等を対象とした集団指導への参加事業種別の対象として（看護）小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーの参加を必須としています。（介護事業者係）

【問 2 5】（介護予防支援）

以下の場合、モニタリングに該当するか。

利用者本人が難聴のため、電話によるモニタリングが困難かつ同居家族から「家族が不在の時間は訪問しないで」と希望されている場合は家族へメールしモニタリングを行っているが、事情を記録すれば問題ないか。また、本人へのモニタリングはメールでも問題ないか。

【回答】

モニタリングに該当しません。

利用者宅を訪問しない月のモニタリングにおいても、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況及び利用者の有する生活機能の状況や課題の変化を確認する必要があります。利用者本人が難聴等の理由により電話によるモニタリングができない場合は、利用しているサービス事業所への訪問等により面接を行う方法によりモニタリングを実施してください。サービス事業所での面接もできない場合は自宅訪問対応となります。本事例における居宅の訪問の制限については、家族が在宅している場合に実施する等の調整を行い、必ず利用者自身にモニタリングを行うことが必要です。また、アセスメントやモニタリングでの訪問を本人や家族が拒否する場合、精神疾患や虐待が行われている可能性もあるため、記録して放置するのではなく行政・地域包括支援センター・その他の関係機関や地域団体との連携を図って対応することが必要です。

モニタリングは、介護予防サービス計画の実施状況を把握し、利用者の有する生活状況や課題の変化を確認することを目的としているため、メールではこの確認を行うことができないと考えられます。（介護事業者係）

【問 2 6】（介護予防支援）

以下の場合、モニタリングに該当するか。

利用者本人が独居で、隣家家族から本人は外部の電話に出ないと伝達されている。また、3か月に1回のモニタリングも拒否的な家族の場合、家族から利用者へ確認の結果、電話によるモニタリングの理解が得られなかった時はその旨を記録し、同時に家族に電話でモニタリングを実施し、その結果を記録すればモニタリングとなるか。

【回答】

モニタリングに該当しません。

問 2 5 の回答に基づきモニタリングを実施してください。（介護事業者係）

【問 2 7】（介護予防支援）

事業所に毎月の報告書の提出を求めたが提出されない場合、提出を求めたことを記録すれば問題ないか。

【回答】

報告書の提出を依頼したことは記録してください。ただし、介護予防支援事業所はサービスの実施状況等を聴取することが義務付けられているため、報告しない事業所に対して複数回依頼する等により聴取できるよう努力してください。

また、参考に各サービス事業所における介護予防支援事業所への報告義務について以下に掲載します。これらの事業所に対して再三依頼しても報告されない場合、利用者へ適切なサ

サービス提供が行われていないことも懸念されるため、当該サービス事業所の所在する保険者（区市等）への通報も必要と考えます。（介護事業者係）

事業種別	報告義務	報告頻度
介護予防訪問看護	有	定期的
介護予防訪問リハビリテーション	有	毎月
介護予防通所リハビリテーション	有	毎月
介護予防福祉用具貸与	有	6月に1回
介護予防認知症対応型通所介護	有	毎月
予防訪問サービス	有	毎月
予防通所サービス	有	毎月

【問合せ先】介護・高齢者支援課 介護事業者係

電話 03-3228-8878（直通） メール kaigojigyousya@city.tokyo-nakano.lg.jp